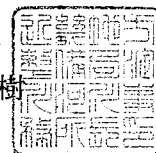


公 示

令和5年 2月 3日

近畿地方整備局淀川河川事務所長

波多野 真樹



次のとおり、公示します。

1. 概要

(1) 業務名

伏見みなと広場維持管理業務

(2) 業務目的

本業務は、河川法第99条に基づき、河川法施行規則第37条の6で定める河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人への委託とし、淀川河川事務所伏見出張所管内にある伏見みなと広場を良好な状態で利用できるよう維持管理することを目的とし、地域環境の向上と広場内の施設（三栖閘門資料館、三栖閘門、舟着場）の利用促進を図るものである。

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所 京都府京都市伏見区葭島金井戸町地先

2. 申請者に要件される条件

本業務の委託を希望する者は、下記の要件を満たすものであること。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(3) 申請書を提出する者は、下記に示される「活動実績及び活動実施体制」を有するものであること。

・活動実績：平成30年度から令和4年度までの過去5年間における河川管理施設の巡視（清掃活動を含む）の実績

・活動実施体制：本業務の実施に必要な体制の確保

(4) 委託を希望する場合は、申請書及び上記2. (1)から(3)の要件を証明する資料を提出すること。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2-10

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 経理課

電話：072-843-2861 FAX：072-844-5492

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和5年2月3日（火）から令和5年2月17日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から16時00分までとする。

交付場所：上記3. (1)に同じ。

交付方法：記録媒体（CD-R）を持参又は郵送することにより、電子データを交付する。持参による場合は上記3. (1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は上記3. (1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、交付申込者の連絡先がわかるものを同封すること。

なお、書面による交付を希望する場合は、上記3. (1)に問い合わせること。

(3) 申請書の提出期限、場所及び方法

期限：令和5年2月20日（金）12時00分。

場所：上記3. (1)に同じ。

方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。

(4) 申請に関するヒアリングの有無

上記2. の要件を満たす応募者が複数の場合、ヒアリングを実施する場合がある。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3. (1)に同じ。

(3) 申請書の作成及び提出に要する費用は、申請者側の負担とする。

(4) 提出された申請書は、当該申請者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該申請書を無効にするとともに、記載を行った申請者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 委託された者の申請内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 委託については、発注者の積算した委託費において委託先と協議を行い、協議書の締結を持って委託するものとする。

- (8) 上記 2. の要件を満たす応募者が複数の場合、業務内容を分割し委託する。分割する業務内容についてはヒアリングを実施し、決定するものとする。
- (9) その他の詳細は説明書による。
- (10) 本業務は令和 5 年度予算が成立し予算示達となされることを条件とするものであり、予算成立の事情により取りやめる場合がある。